

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

報告の件

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

昨日、下田市景観づくり市民会議会長、田中孝治氏より、景観まちづくり助成金等に対する要望書の提出がありました。その写しを配付してありますので、ご覧ください。

続いて、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

平成21年9月30日。

下田市議会議長、増田 清様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。発議者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋誠司。

議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集りください。

午前10時01分休憩

午前10時17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第11号までの平成21年度下田市各会計歳入歳出決算認定11件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、大黒孝行君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

10番。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

決算審査特別委員長（大黒孝行君） おはようございます。

早速でございます。決算審査特別委員会審査報告を、議長のご指名でございます。申し上げます。

まず、本委員会に付託をされました議案は、審査の結果、次のとおり決議すべきものと決定したのでご報告をいたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 11) 認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2．審査の経過でございます。

9月15、16、17、18、24日の5日間、中会議室におきまして、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、土屋代表監査委員、山崎会計管理者兼出納室長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、原市民課長、河井税務課長、藤井健康増進課長、清水福祉事務所長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、名高学校教育課

長、前田生涯学習課長、滝内上下水道課長、内田監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせて、関係議案にかかわります現地視察を行い、審査に万全を期したところでございます。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりでございます。ご覧ください。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決定は原案認定。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

2) 認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

3) 認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断させていただきました。

4) 認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

5) 認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

6) 認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

7) 認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定は原案認定。

理由は、おおむね適正であると判断をいたしました。

8) 認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断いたしました。

9) 認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断をさせていただきました。

10) 認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

11) 認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定につきましては、決定は原案認定でございます。

理由は、おおむね適正であると判断をさせていただきました。

それでは、平成20年度におきます各会計の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

1. まず、市長に提出を求めました資料でございます。

1) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況（収納率100%未満のみ）。

2) 19・20年度決算における滞納者リスト（使用料を含む）。

3) 20年度決算時点の起債残高。

4) 19・20年度決算における繰上償還の実績。

5) 工事費（すべて）及び委託料（30万円以上）の予定価格に対する落札率に関する資料。

6) 借地料（行政財産）に関する資料。

7) 市有地貸し付け（占用料を除く）に関する資料。

8) 委託料の業者別一覧表。

9) 臨時職員配置及び人数に関する資料（職種・所属先・金額）（平成20年度末現在のもの）。

10) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

11) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料（5カ年の推移）。

12) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料（5カ年の推移）。

13) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。

14) 下水道加入状況（個人、業種別、加入の実態）。

15) 上水道、無効水量に関する資料（5カ年の推移）。

16) 顧問弁護士委託状況に関する資料。

17) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料(5カ年の推移)。

18) 生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。

2. 現地調査実施箇所でございます。

1) すぎのこ作業所作業棟増築補助金(すぎのこ作業所)。

2) 知的障害者(児)施設等対策事業(伊豆つくし学園)。

以上、福祉事務所関係でございます。

3) 焼却炉改良工事(じんかい処理場)(環境対策課)。

4) 商店街環境整備事業補助金(中央商店街駐車場)(産業振興課)。

5) 爪木埼水仙園整備事業。

6) 爪木埼公衆トイレ整備事業。

以上2点が観光交流課の所管でございます。

7) 急傾斜地対策事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金(大沢神出山 市営大沢住宅)。

8) 公共道路災害復旧事業 市道上大沢線道路災害復旧工事。

9) 橋梁維持事業 橋梁長寿命化点検業務(箕作 宮渡戸橋)。

10) 道路維持事業 市道宇土金線道路修繕工事。

以上、建設課所管でございます。

11) 下田中学校屋内運動場改修事業(学校教育課)。

12) 市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事(生涯学習課)。

13) ポンプ場直流電源装置更新工事(武ガ浜)。

14) 長瀬橋耐震補強工事(浄水場)。

15) 浄水池及びポンプ棟築造工事(浄水場)。

16) 落合浄水場汚泥仮置場築造工事(浄水場)。

以上、上下水道課の所管の部分でございます。

3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成20年度決算の特徴は、市税収入や地方交付税の不透明感はぬぐえず、ために慎重な予算編成になり、修正可決で始まり、当初予算が86億985万円から最終予算額は繰越明許費の335万2,000円を含み95億4,246万5,000円になり、9億3,261万5,000円の補正対応がなされました。

12月補正では、合併にかかわります予算が他町議会で否決され、やむなく原案訂正をした。既に合併破綻の危惧を抱きながらも、合併に向け財政健全化を最優先に取り組んだ結果の決

算でございました。

平成20年度の歳入調定額は104億9,466万126円であり、収入済額は90億6,737万3,235円で、収入未済額は前年度対比4億9,537万2,096円の増、13億8,505万1,438円となっている。不納欠損額は4,223万5,453円で、前年度より2,067万1,064円減っている。

収入未済額の主なものは、市税9億132万3,106円で、前年対比2,852万3,637円の増である。予算現額と収入済額との比較では554万5,823円の減である。

不納欠損処分は厳正に進め、収入未済額の徴収には実効性のある対策等、収納率の向上と累積滞納額の縮減に、税収確保に一層の努力を望むものである。

入湯税は、調定額1億792万3,320円、収入済額は9,543万2,500円、収入未済額は1,249万820円、昨年度に比較して27万9,330円増加している。この税の性格からも宿泊客の増をもたらす観光施策の推進とともに一層の収納確保の努力が望まれております。

歳入決算額は90億6,737万3,235円で、前年度に比べ760万8,402円増となった。その主なものは、地方交付税で、前年度対比1億786万3,000円、率にして4.3%の増、国庫支出金は、前年度対比6,138万1,248円、10%増、県支出金は前年度対比2,845万7,521円、6.5%増、市債は前年度比8,160万円、14.2%の増になっております。

減となったものの主なものは、市税が前年度対比9,056万1,171円、率で2.7%、財産収入で市有地売却の減等4,939万5,484円、57.9%であった。

市税等の自主財源は41億8,160万7,000円で、前年度対比金額で2億3,719万7,000円、率で5.4%の減となり、構成比では、自主財源は46.1%で前年対比2.7ポイント悪化をいたしました。

決算収支の状況でございます。

平成20年度当初予算は、歳入歳出の総額は86億985万円、対比平成20年度の決算額は、歳入総額90億6,737万3,000円、歳出総額は87億9,412万1,000円、歳入歳出差引額2億7,325万2,000円、実質単年度収支は1億2,019万8,000円でございます。19年度はそれぞれに歳入で90億5,976万4,000円、歳出では87億8,313万3,000円、歳入歳出差引額は2億7,663万1,000円、実質単年度収支は2億1,056万6,000円になっております。平成18年度の決算で見ますと、収入は89億7,460万7,000円、歳出では86億8,615万7,000円、歳入歳出の差引額は2億8,845万円、実質単年度収支では4億3,087万1,000円でございます。

市債は6億5,670万円で、前年度より8,160万円増になった。これはごみ焼却炉改良事業の清掃債3億4,420万円、前年度対比1億300万円の増、臨時財政対策債が2億4,060万円で、

前年度対比1,620万円の増による。

未償還額は92億1,364万2,966円、4億1,943万9,084円の改善が進み、20年度の支払利息は1億7,946万3,569円、対前年度対比2,558万4,056円の減、元利償還額は12億5,560万2,653円（繰上償還2,466万2,931円を含む）であった。

職員の条例定数286人に対し、平成21年4月1日現在の実数257人、臨時職員は平成20年度末現在累計で141人、12カ月の平均で見ますと102.08人となっております。6月、12月ともに賞与対象者になる職員で見ると76人にもなります。固定化していると認識をされるところであります。

業務全般の執行上も同一労働同一賃金の観点からの労働条件の待遇改善が求められております。

観光費は1億3,274万5,095円で、前年対比2,053万4,994円の増となった。主なものは、爪木埼公衆トイレ整備事業1,767万円と、伊豆早春フラワーウォーキング事業の復活160万円である。

観光費は前年比増となつてはいるが、観光立市下田の経済を支えていくものとしては質、量ともに一層の拡充が求められる。

下田市観光協会の補助金は1,430万円であり、前年度対比120万円の減であるが、委託料を合わせる前年度の額の確保はされていると。

しかし、観光協会の会計決算については、監査委員からの指摘もあり、より一層の透明性の確保が求められる。また、外ヶ岡交流館の管理運営事業への参画を通じて、組織の自立化も期待される。

黒船祭執行会補助金は850万円で、前年度対比150万円の増となっている。しかし、黒船祭は下田市のアイデンティティーであり、日本に二つとないイベントである。今後は、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使の出席を強く求め、より国際的な親善行事にしていくよう努力をしていただきたい。

海水浴場は下田にとって最大の観光施設であり、白浜大浜海水浴場の不法営業行為、吉佐美、外浦地区のキャンプなど、健全な海水浴場を乱す禁止行為へ取り締まりが求められている。地元の協力を得るとともに、何よりも当局の強い決意というものが求められております。

商工業の振興について、市には政策がないのではないかという批判がある。産業振興課には職員が少なく、商工担当の職員は1名だけとのことであった。企業誘致などの産業振興

を政策として進めるため、人員、予算の一層の手当てが求められるところであります。

現在、健康増進課で食育推進事業を推進いたしておりますが、学校給食への地産地消の導入など取り組みが不十分であり、学校教育課、健康増進課、産業振興課などの関連各課の連携強化が望まれる。

一般廃棄物処理及び運搬において、市内1業者に偏りが見られる。厳正なる行政指導を進めるとともに、公平・公正な入札による業者選定の努力が望まれる。

下田市にかかわる浄化槽保守点検事業業務委託料は651万円で、8課にわたっておりますが、市内業者が1社しか見積もり提出していないことを理由に、各課で随意契約をしている。これはぜひまとめ、公正な競争が行われるよう入札とすべきものである。

保育所の所管が学校教育課に移り2年が経過した。職員同士、子供同士一体感のある交流ができ、幼保の一元化に向けて一定の成果があった。

給食費の滞納については、下田市においても大きな問題となっている。要保護、準要保護での対応のほかは、担任の先生を中心にできる限り支払いを求めているが、難しいところには校長、教育長連名で督促状を出す努力をしている。公平性の観点からは、子供の心に配慮をする中で一層の努力を求めたい。

特別支援教育については、市単独の予算措置により支援員等の配置が拡充している。自治体の財政状況により教育格差が広がっている認識を持っており、県に対しても要求を出しているところだが、なお一層の努力が望まれる。

監査委員に指摘をされました市史編さんにかかわる事故繰越は、事故繰越の要件である「避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかった。避けがたい事故とは天災地変による場合が考えられる」という要件を満たしておらず、運用に当たっては特に慎重を期する必要がある。

予算の流用が多くなっており、予算執行科目についての流用とはいえ、議会の審議をした予算と大きく違ってくることになりかねない。議会の軽視に通ずるという意味からみれば、もっと慎重にすべきである。

4．各特別会計等決算について。

公共用地取得特別会計決算について。

旧バスターミナルの用地の利活用は長年の懸案事項であり、9月定例会では毎回議論されているところであるが、早目に市の財産として有効活用すべきという認識を持ちつつも、平成20年度においては、庁内ワーキング会議は一度も開催をされていない。今後の努力を求め

るものである。

国民健康保険事業特別会計決算について。

国民健康保険制度は、平成20年度から老人保健制度にかわり75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が開始をされ、退職者医療制度の改正もあり新たな対応を求められてきた。加入世帯は5,801世帯、1万197人が加入している。昨年より1,611世帯、3,412人が減っている。医療給付費は21億5,846万4,213円で、昨年より2,480万1,785円増となっている。

歳入総額は、調定額で40億3,756万662円、収入済額は34億9,967万8,425円、収入未済額は5億1,475万8,725円で、そのほとんどは国民健康保険税の滞納額である。不納欠損額が2,312万3,512円となっている。

保険税の調定額は14億3,448万9,915円で、収入済額は8億9,708万5,479円で、収入率62.5%、世帯では20%が滞納しており、その分まで80%の世帯が負担をさせられ、滞納額が増える悪循環となっている。

滞納の結果、短期保険証交付対象世帯が618世帯となり、そのうち保険証未交付世帯が220世帯もあり、この中には保険税を払えないため医療費の全額負担を求められ、医療を受けられない人々や子供たちがいることが想定をされる。

国保診療報酬支払準備基金は、本年2,000万円の積み立て、平成20年度末基金現在高は1億2,079万7,788円となっている。また、平成20年度決算において、1億5,441万7,523円の黒字額となった。

黒字額のうち5,801万円を使えば、1世帯当たり1万円の国保税の値下げができるという意見もあった。正確な医療費の見込みと公平な負担割合が求められている。

介護保険特別会計決算について。

介護の社会化を目指す介護保険事業は、平成20年度は制度発足9年目で、第3期事業計画の3年度目になった。新たなサービスへの対応を目的に、基準保険料は3,200円で、第2期から600円引き上げられました。

介護認定審査会は48回開催、1,458件審査をされ、要介護(1～5)は1,091件で、介護度の変更379件であった。要介護866人のうち479人が居宅介護サービスを受け、27人が地域密着型サービス受給者で、261人が施設介護サービス受給者である。残り99人がサービスを受けていないことになる。

地域密着型介護予防サービス給付費は11万9,565円の支出済額に対し、不用額が438万435円、介護予防住宅改修費315万4,560円の支出済額に対し、不用額384万5,440円となっている。

利用しやすい制度への改善が求められております。

歳入合計は18億1,597万5,864円、歳出合計は18億63万3,813円で、歳入歳出差引額は1,534万2,051円である。そのうち保険料収入は2億9,795万142円で、前年度比1.4%増、保険給付費は16億4,038万3,622円で、前年度比3.7%増となっている。

介護保険介護給付費準備基金に本年も408万1,000円を積み立て、平成20年度末現在高は3億5,230万4,000円になっている。保険あってサービスなしと言われないような運営が求められている。

後期高齢者医療特別会計について。

平成20年度から老人保健制度にかわり75歳以上（一定の障害のある場合は65歳以上）を対象とする新制度として開始をされました。

県全域を一体とした静岡県後期高齢者医療広域連合としての事務執行をされました。

下田市の被保険者数は4,077人である。

歳入は2億7,480万736円、歳出は2億7,122万1,675円である。一般会計からの繰り入れは6,424万円である。

保険料徴収の仕方として、特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収があり、特に特別徴収には強い異論が起こった。

制度初年度であり、国の制度手直し、見直しも多く、制度の行方は流動的である。

下水道事業特別会計決算について。

下水道使用料の改定がなされ、平成20年4月1日より基本使用料を800円から1,000円に、率にして25%、1立方メートル当たり平均133円、17.6%の大幅な値上げの負担を利用者に願ったものである。

一方、新築、法人を除く一律7万円の接続助成金制度を創設し、88件、616万円の助成が行われた。

平成20年度接続戸数は122戸、接続人口は301人であり、合計で2,745戸、7,450人となり、水洗化人口率は65.7%となった。前年の63.1%に比べ2.6ポイント上昇した。結果、行政人口2万5,549人に対し処理人口は1万1,344人で、普及率は44.4%となっている。

平成20年度では、公共事業費は3,860万4,886円で、幹線管渠築造373メートル、単独事業費は2,019万6,254円で、枝線管渠築造94メートルの管渠築造事業での工事が行われた。この結果、認可計画面積298.70ヘクタールに対し整備済みの面積は260.96ヘクタール、87.4%の整備率となった。

有収水量は、流入水量131万7,762立方メートルに対し109万9,516立方メートルであり、不明水量は21万8,246立方メートルとなっている。前年度との比較では、流入水量で4万2,661立方メートル、3.3%、有収水量で8,482立方メートル、0.8%、不明水量では3万4,179立方メートル、18.6%のそれぞれ増となっている。水量全体で有収水量の割合が低く、改善が望まれる。

繰上償還は総額16億1,058万2,542円で、その内訳は、年利6%以上7%未満の財政融資資金の14億8,497万7,080円で、年利5%以上5.5%未満の地方公営企業等金融機構1億2,560万5,462円であり、平成20年度において2,651万2,611円の利子が軽減をされた。

平成32年度までの繰上償還による利子軽減効果額は7億6,496万443円が見込まれる。なお、起債残高は繰越明許分の450万円を除くと85億2,458万3,613円で、前年度対比3億2,894万4,228円の減となっている。

収入未済額は、受益者負担金の1,447万8,110円（うち納期末到来分が1,017万4,260円）、下水道使用料は1,299万6,807円で、それぞれ受益者負担金33万5,930円、下水道使用料301万7,832円の改善がなされている。未収金は公平性の確保と健全なる財政運営のためにも縮減になお一層のご努力を望まれる。

水道事業会計決算について。

人口減少等の影響で、年間有収水量は411万8,041立方メートルで、前年度より15万3,307立方メートル減少しているが、有収率は76.4%になり、前年度対比1.8%改善をされている。老朽管の更新、石綿管の布設がえの実施の効果であるが、耐震工事等の関係で石綿管布設がえの年間目標1,000メートルを下回り408.4メートルであった。今後も配水量の22%に当たる無効水量118万3,556立方メートルの減少に努められたい。

改良工事として、浄水池及びポンプ棟築造工事、長瀬橋耐震補強工事及び各地の配水管工事を行っているが、3億8,493万4,477円の経費が今後経営を圧迫する要因にもなる。また、前年度比1,346万8,361円、13%減少している努力の跡の見られる未収金ではあるが、8,479万6,084円（水道使用料）であり、さらなる改善が求められる。

第6次拡張事業において、新たに須原地区配水管布設工事を施工し、一部の地域の水道の供給が開始をされた。未給水地域の解消にさらなる努力をすべきである。

人口減少、観光客数の減少傾向、またエコ型社会への移行による節水などにより、今後、配水量の伸びは期待できず、夏場の需要の増量に対応する施設が会計を圧迫することも考えられる。今後さらなる改善合理化を図り、市民の生活に欠かすことのできない水道であり、

良質で安全・安心な水の供給に努めるよう望むものであります。

報告は以上でございます。

議長（増田 清君） ご苦労さまでした。決算審査特別委員長は自席へお戻りください。

次に、認第1号については、沢登英信君から会議規則第98条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 平成21年9月30日。

下田市議会議長、増田 清様。

決算審査特別委員、沢登英信、賛成者、土屋誠司。

少数意見報告書。

9月24日の決算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告をいたします。

少数意見の報告となっておりますが、評決は3対3であります。決算委員会の委員長の決裁によりおおむね良好であると判断をされたものであることをまずつけ加えたいと思います。

1．議案番号 認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2．意見の要旨。

平成20年度予算編成において、財政健全化の推進が第一に掲げられました。しかし、平成20年度下田市一般会計決算の歳入額が90億6,737万3,235円で、調定額104億9,466万126円に対する収入率は86.4%となっております。定額給付金や子育て応援特別手当交付金等の収入未済額4億6,053万円が含まれているにいたしましても、13億8,505万1,438円が未収金であります。

これは、世界同時不況の中で観光業の不振が続き、多くの市民がリストラに遭い、仕事もなく、市税等の負担に耐えられなくなっていることを示していると思います。また、地方再生対策費7,368万1,000円の重点配分がなされて、地方交付税総額は26億2,173万3,000円となっております。さらに、国からの臨時的補助金、地方活性化交付金8,629万9,000円を歳入しております。

地方再生や離職した人々への雇用対策費として使われるべきものですが、これが先送りした事業の費用や臨時職員の費用に充てられております。まさに市内経済を活性化して、財政

の健全化を図るべきところを、人件費を削減し、市民サービスを低下させ、歳入歳出の数字合わせをする結果となっております。

一方、歳出予算現額は95億4,246万5,000円に対し、支出済額は87億9,412万928円となっております。主なる支出は人件費が16億9,589万円余りで、構成比は19.3%。前年度に比べて2億686万円余りが減少しております。257人の職員のほか、およそ150人余りの臨時職員が採用されております。臨時職員の採用に当たって、採用担当者から、この賃金では食べていけないよとの話があると聞いております。まさにワーキングプアをつくり出していると言えらると思います。また、心身の健康が損なわれる職員も出てきております。

公債費としての借金返済額は12億5,560万円余りで、構成比14.3%となっております。繰出金は15億2,762万円余りで、構成比17.4%、うち下水道事業への繰出金は7億1,500万円となっております。抜本的な対策が求められております。

投資的経費には10億4,658万円余り、構成比11.9%で、主な事業は焼却炉の改良事業に5億359万円余りが充てられております。ロータリードライヤー部分を削除し、3段炉に改良しましたが、ごみをピット内で細かく破碎しなくては炉につかえるようになり、大変な悪臭と粉じんがプラットホームを覆い、再度の改良が必要となっていると思います。

ほかに須崎漁港・白浜漁港整備事業、下田中学校屋内運動場改修工事が行われております。

白浜老人憩いの家は、その代替施設がないまま解体されましたし、稲生沢幼稚園の解体は更地にしたままで、その利用計画もないまま放置されております。南豆衛生プラント組合の汚泥再生処理によります製品である炭化物にカドミウムが5ppm以上含まれており、肥料登録できず、予定外の処理費用に充てる負担金約200万円が必要となっております。

安心・安全づくりにおいては地震対策が急務であります。保育所、幼稚園の耐震対策が放置されております。また、下田高校に通ずる道路改良など、交通安全上の対策も不十分と言わなければなりません。市民要望の多い防犯灯設置や側溝、大どぶの清掃もされず、生活道路や水路の修繕も不十分です。さらに、海水浴場での不法行為に対する取り締まりや、下田公園下の公有地の管理についても真剣に取り組むよう指摘をされているところであります。

平成19年度決算審査報告で指摘されました浄化槽保守点検業務委託が、相変わらず本年も1社随意契約で659万円が支出されております。下田市はこの業者とごみ処理、下水道汚泥の処理、浄化槽管理など、年間6,411万4,878円となるすべて随意契約をしております。公正な競争が行われるよう、入札されるべきものであります。

また、政策課題とされました下田公園アジサイ園の有料化の条例が議会で否決され、1市

3町の合併も松崎町及び南伊豆町において電算システム導入予算減額修正されるなどの結果、今日破綻を迎えております。

以上の理由により、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定とすべきものです。

以上報告いたします。

議長（増田 清君） 少数意見者は自席へお戻りください。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

決算審査特別委員長はご登壇お願いいたします。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

議長（増田 清君） それでは、決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、沢登英信議員ご登壇お願いいたします。

〔1番 沢登英信君登壇〕

議長（増田 清君） それでは、認第1号に対する少数意見者の報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

これをもって、少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討

論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で認第1号から認第11号までの平成20年度下田市各会計歳入歳出決算11件の決算認定については全部終了いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第47号 南伊豆地区1市3町合併協議会の廃止について、議第48号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第52号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第55号 平成21年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第58号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上14件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第50号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

- 3) 議第53号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。
- 4) 議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
- 5) 議第55号 平成21年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)。
- 6) 議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。
- 7) 議第57号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。
- 8) 議第58号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。
- 9) 議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。
- 10) 議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

2. 審査の経過。

9月28日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第50号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第53号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第55号 平成21年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 6) 議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第57号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第58号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第4号)について質問をさせていただきます。

補正予算の説明書の17ページにございます衛生手数料、120万円のごみ持ち込み手数料がここに歳入予算に計上されておりますが、この歳入予算はどのような内容のものか、その歳入することが適当であるのかどうか、どう議論をされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、関連をしまして、47ページの粗大ごみ処理委託、この363万6,000円がどのような契約に基づき、ごみの減量化を図っているときにより一層粗大ごみが増えるという予算になっているわけですので、これまたどのような内容で予算措置をされたものか、どういう審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長(鈴木 敬君) お答えします。

120万円と363万円、これは粗大ごみの処理に関する補正予算であります。

120万円に關しましては、市内業者に持ち込まれた粗大ごみを一度ごみ焼却場に検量のために持ってくる。そこで検量し、再び処理業者の施設に持って行って処理すると。そのときに条例に定められた20円の処理手数料をそこで市のほうに納入するという点と、また直接市民が焼却場に持ってきた20円の粗大ごみの手数料、それらの合計したものが120万円の処理手数料として計上されました。

そして、処理委託料に關しましては、363万円、これに關しましては、そこから一度市の焼却場を経由して市内業者の粗大ごみ処理施設に持って行ってそこで処理する。そのときの処理委託料として363万円を補正で計上したものであります。

よろしいですか。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 17ページの120万円については、市内の業者から市のほうに1トン当たり2万円、60トン持ち込んだと、こういう答弁であります。この業者は20年度の実績を見ますと372トン、この業者のところに持ち込まれています。何でそのうちの60トンだけを歳入をするのか、そういうことになろうかと思ひます。

私が受けた説明は、土曜日、日曜日、営業している。土日だけ営業して受けたごみを市に持ち込む。それが60で120万円だと。それなら、一般の月曜日から金曜日までのこの業者に持ち込まれているごみはどうするのか、こういう問題が1つここに出てくる。この業者と市との関係を、この持ち込みについてどのように議論をされたのか、重ねてお尋ねをしたい。

それから、この60トンの処理費が363万6,000円だと。この業者に、平成13年度に廃棄物の処理業の許可証を静岡県下で下田が初めて出した、このような状態の中で起きてきていると思うわけです。状況は。この業者が粗大ごみを第2清掃事務所と言ってもいいような形で市民から受け取ることができるという根拠はこの許可証にあるわけです。そうだとすれば、この業者に持ち込んだごみを、また清掃事務所に持ち帰って再度清掃事務所がこの業者に委託をすると、こういうシステムをとるとすれば、当然許可証を返していただくか、あるいは今まではこの業者が受け付けていたごみは、この業者の責任において処理をしていた。委託料は市は払っていないわけです。この予算は、今までにない仕組みを新たにつくろうという、そういう内容をここに含んでいるわけです。したがって、この業者との契約を含めて、どういふ議論をされたのか、そういうことを承知してでの議論を進めてきたのかどうか伺いたい。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 最初のごみの120万円のほうに關しましてですが、土

日だけというふうな、そのような説明は委員会のほうでは受けておりません。休日も通じて毎日のごみの手数料だというふうに説明を受けております。

それから、ごみの許可の問題に関しましては、委員会のほうではそのような議論というか、質疑は出ませんでした。

補足して説明しますと、この間、なぜ今の時期にこのような問題が出てきたということも当局のほうから説明がありました。それは、その前の中から、要するにごみの手数料、条例においては20円、市民からの処理手数料は20円であるが業者は30円とっているのではないかとというふうな問題が議会で問題となり、それが20円に訂正されたと。そのような中から、しかし、業者のほうからそれではちょっとやっていけないので、再びごみ手数料に関してちゃんとしたもう一度数字の見直しと、手数料の訂正をしてほしいというふうな申し込みがあり、それに基づいて積算した結果、トン当たりそのような数字の中で今回の補正に数字が出てきたというふうに説明を受けており、委員会としてはそれを了承したものであります。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） 質問のあれじゃなくて、答弁の内容が違うという意味の発言があります、この委員会に参加している。確認をして正確な答弁をしてください。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） この場でよろしいですか。

議長（増田 清君） 結構です。

14番（森 温繁君） 質問の趣旨が、120万円、要するに土日だけ持ち込まれているんじゃないかと。土日じゃなくて、委員長の答弁がありましたけれども一般のときにも入っていると。ただ、今の体系の中で、粗大ごみというのは市は20円で扱っているわけです、キロ。トンでいうと2万円ですね。それを19年9月に議員から指摘がありまして、一般の資源持ち込み手数料と同じにしてもらいたいということで、30円から20円にかけた経過がございます。その中で、向こうが30円で処理したものを20円になると、非常に企業努力しても赤字が出てくるというので、今年度になって新たに申し込みが来て、何とかしてもらいたいと。処理委託、経過の中では、粗大ごみの処理は運送料、処理費を含めた中で大体トン当たり5万5,000円、キロでいくと55円ぐらいで下田市は委託しております、業者に。これは廃棄物減量審議会の中で、粗大ごみは市で施設をつくるよりは民間委託したほうがいいという答申があり、その答申に基づいた中で粗大ごみはそのように業者委託しております。

その結果、経過で55円の制定の中、トン当たり5万5,000円の中でやっております。今回

その業者から申し入れがあった、これ以上は処理できない、赤字がかさむ一方だから市のほうへごみの分は持ち込むということで、ごみの手数料はトン2万円ですからキロ20円ですから、60トン120万円、処理はトン当たり5万6,000円プラス運送料1,700円、それに消費税を加えて363万6,000円で委託をしていると、この状況でございます。

答弁が違うのは、土曜日じゃなくて、要するに業者に持ち込んだごみの量の360トンありますけれども、これはその業者は下田市のごみばかりではなく賀茂全体の荷を扱っているもので、下田の分ということで60トンという、その60トンは伝票を照らし合わせながらやっているから、下田のごみには間違いはないという確認はとれております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） 森議員の答弁も、そこにでたらめがあります。55円じゃない、現在は、56円で、6万5,700円。しっかり審議をしていただきたい。

この委託料の基本的な金額が間違っているような内容で審議をされたのか。そんな委員会かということになると思います。

それから、下田市の分だけが60トンだ。そんなことはないんです。平成20年度の資料ではありますけれども、下田市の分だとして持ち込まれただけで372トンあるんです。この業者は賀茂郡下合わせると700トン以上の粗大ごみが持ち込まれているんです、この業者に。基本的な状況を押さえずに議論をしたと。もう一度審議をしていただき、こういうことを要求せざるを得ないような審議内容ではないですか。

次に、質問ですので、質問を続けさせてもらいますが、粗大ごみは燃えない粗大ごみ、燃える粗大ごみがあると思います。

燃えないというのは自転車であるとか、あるいはポットであるとか、アイロンだとか、パラソルであるとか、こういうもんかと思います。燃えるごみは布団であるとか、家具であるとか、たんすだとか、こういう類があると思いますが、この業者には粗大ごみとして当然両方が持ち込まれていると思うわけです。この両方のごみにも同じ値段で委託料を払うのか、その区分はどういうぐあいになっているのか。

この予算上に措置されております363万6,000円の委託料に対する粗大ごみの処理だというその粗大ごみの内容とは何かという点をまず明らかにしていただきたい。どういう調査、審議がその点でなされたのか。

結局、これを認めるということは、まさに月曜日から金曜日までの粗大ごみと土日の粗大

ごみとどう区分するんだ、そんなこと一々見張るようなことはできないわけです。ただ、60トンという数字で、この業者に一定の保障をしてやろうと、こういう予算ではないか、こういう疑問が出てくるわけですがけれども、この疑問にどう答えて、当然の予算である審議をされたのが重ねてお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 粗大ごみが……。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） それではお答えします。

手数料に関しましては、キログラム20円、その60トン、それが120万円。それが手数料の120万円の積算です。

処理委託料に関しましては、5万7,700円掛ける60トン、それに消費税を入れまして363万6,000円という、それに運搬費があります、1トン当たり1,700円、それが入りまして363万円の処理委託料として計上されております。

それと、粗大ごみの中で可燃ごみか不可燃ごみかというふうな仕分けですね、それによって粗大ごみの処理委託料の積算のあれが変わるということはありません。粗大ごみはすべて同じです。業者の施設はそれを破砕するだけであり、その後、可燃ごみに関してはもう一度市の焼却場に持ってこられて燃やします。燃えないごみに関しましては、その後業者のほうで最終的な処理をするというふうに説明を受けております。

それと60トンの根拠ですか。60トンの根拠に関しましては、市のほうからそのような数字であるというふうに説明を受けただけで、その60トンの根拠大体の……。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） はい、しっかりと計量もし、全部一々記録もとって計算した数字で60トンという数字をはじき出しているというふうに説明を受けております。

議長（増田 清君） ほかに質問ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 質疑を聞いていてよくわからないんですが、私が理解したところだと、業者は条例の20円で処理できませんよと。だから、業者のところに持ち込まれたものは市に全部、再度市に持ち込むよと。だから、自分のところじゃ持ち込みを受けないんだから、市民から預かった20円は全部返しますよと。今度は市に返されたものは市が業者へ処理委託をします。その処理委託が57円50銭ですか、今の答弁だと。

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） 56円。

今の答弁は5万7,500円に60トンに消費税を掛けて、プラス運搬料で363万6,000円という、テープで確認してもらえばいいと思うんだけど、委員長の答弁は5万7,500円だというふうに私は聞きましたから、5万7,500円なんですよね、委員長の答弁はね。事実は知らないけれども。

もしそうだとすると、業者は20円で受けますよという許可を下田市からもらっていて、下田市は許可を出した。許可を出しているということはやりなさいよという話なわけなんです。下田市は20円でやりなさいよと、業者はやりたいよと、市はやりなさいよということなわけ。ところが、業者が20円でもう受けませんということになれば、当然許可は何だと。今度は許可そのものが有名無実化するわけですよ。つまり下田市が処理の許可を出したとき、業者が一方的にうちはもうやらないよと、はいいいですよと言って、今度は金を20円返してもらって、新たに57円50銭を払うということはおかしかないかと思うんだよ。そもそも認可を取り消しをせざるを得ないんだと思うんだ、論理的には。業者が20円を受けてやらないよと言って、全部持って帰ってきて金も返したというんで。それも受け取っちゃったということは、もうおたくはやらなくていいよと、こういうことを認めたということになるから。当然次の議論はその認可の取り消しになるわけだ、下田市は。

ただ、下田市が認可の取り消しをしたとき、下田市以外から持ち込まれるごみに、そもそも持ち込むことができるようになるのかどうか。実は、前の議論で記憶が正確じゃないけれども、下田市が認可をしなかったときに、南とか松崎から持ち込んでいるというけれども、その持ち込みもできなくなるんじゃないかと。たしか記憶がそういう記憶になっているんだけど、それを承知で、いいですよ。もう下田市の認可は要らないよということで業者はこの20円を返して、新たに下田市から受けると。当然、下田市としてはこれは認可を出しておく必要はない。業者もやらないと言っているし、下田市は20円で全部引き取るわけだから。そうすると下田市と業者だけの問題じゃなくて、業者と他町のことだからいいといえばいいんだけど、他町のごみ処理もやれる根拠がなくなっちゃうと。そこまで含んで下田市としては認可の取り消しを、当然認可を出しておく理由がないから取り消しをやると、こういうことになるんだけど、そのところはその理解でいいのかどうか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 今度、歳入のほうで120万円、支出のほうで363万円の

補正予算を上げたということは、すべて全部粗大ごみに関しましては、一度市の焼却場を通しなさいと。通してからすべて処理しますというふうなことで、これまで、その前までは、一応直接業者に持ち込まれた粗大ごみに関しては、市を通さずにそのままその業者のほうでやっていた。そのときに業者のほうでは30円の手数料をとってきた。市のほうから来たやつは、処理料キロ当たり30円ですか、と運搬料、単位はちょっとあれですけども、30円の25円、55円という単価で、トン当たり55円という単価で処理委託費をして市の焼却場に来た粗大ごみを業者のほうに処理委託をしているというふうなことです。

それについて、30円、20円の問題が起きて、処理委託20円しか手数料とれなくなって、20円でやって、20円プラス業者のほうでは自分のところに持ち込まれた粗大ごみを20円プラス自分のところの実費でやっていたんだけど、それでは少し苦しくなったから、そこら辺のところを少し市のほうでもうちょっと考えてもらえないかというふうな要請のもとに、いろいろ積算したときに、基本的にすべての粗大ごみは一度市の焼却場を通す、そして業者に持ち込まれた粗大ごみに関してもしっかりデータを取って、本当に市のものなのか、ちゃんと本当にそれが正確な数字なのかというデータも踏まえた上で、しかも総量を市の焼却場でしっかり計上して、それに基づいてちゃんとした定数料を出しましょうというふうな方式に変えたというふうなことです。それで出てきた補正予算が120万円の手数料と363万円の処理委託料という形に、今回補正に上がったというふうな説明を受けております。

議長（増田 清君） ここで、午後1時まで休憩します。

午前 11時 56分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ引き続き会議を再開いたします。

引き続き産業厚生委員長の報告を続けます。

答弁を求めます。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 午前中の答弁について、訂正すべきところと補足すべきところがありますので、まずそれについてお答えします。

処分委託料の363万円ですが、私の説明の中に運搬料、トン当たり1,700円を別途また申しましたが、それはちょっと二重のあれになりますので、処分量の明細は年間60トン、トン当たり運搬費込みで5万7,700円、それに消費税を入れて363万6,000円となるものです。

それとあと、可燃ごみと不燃ごみの問題ですが、今回の補正予算で対象となるのは、粗大ごみの中の不燃ごみだけです。可燃ごみに関しては手数料の120万円、あるいは処分委託料の363万円の中に可燃ごみのほうは含まれておりません。

それと、土日のことに関しましては、基本的に現在市のほうで粗大ごみの受け付けを平日にしてほしいというふうな、市民に対してそのようなお願いをしているところではありますが、まだそれが周知していませんので、業者のほうに土日にも持ってくるものもある、そこら辺が持ち込まれているというふうなことです。そのような形で訂正と補足をします。

それとあと、伊藤議員のほうからの質問です。委員会としては、基本的には営業許可についての質疑、疑問点とか、あるいはそれについての議論というのは出ませんでした。今回の補正の問題がそこまで踏み込むものであるというふうな認識もありませんでした。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 20円で受けたものが全部市へ来るということになれば、当然認可の問題になるわけなんですけれども、委員会のほうでそこまで至らなかったということなんで、至らない審議だったのかなと思うんではありますが、なお幾つか質問させていただきたいんですが、60トンの手数料120万円であるということなんです、60トンが年間の処理量だというような話が聞こえてきたんですが、それでいいのかどうかということが1点。

それと、委員長の説明の中で、かつて30円もらっておったと。しかし、条例が20円なんで条例どおり20円にして、10円の売り上げが減ったよと、そういうようなことも今回の補正につながっていると、こういう質問があったんですが、そうであるならば、本来は条例改正で20円を30円に値上げすると。業者がやっていけないんで、これであれば市民からいただく手数料は20円から30円に条例改正で値上げをしたいと、こういうことでいくのが筋なんであって、30円が20円に条例どおりなっちゃったから、今まで市民から受けていたごみをもう全部受けませんよと。うちでちょっと預かるけれども、あとは全部市へ持ち込んで、市のほうで改めて自分のところに処理料払ってやってくださいよと、これまた随分乱暴な議論であって、原因が30円から20円になったんなら、それはやむを得ないから条例改正して値上げしますよと、こういうところで処理すべきですよ。それを今度は20円と30円で条例はそのままにしておいて、業者は受けません、市も受けなくていいですよと、市民は持ち込まなくてもいいですよと、全部市へ返してくださいよと。それで、処理料を改めて5万7,500円払ってやりませう、これまた随分理に合わない今回の補正の組み方かなというふうに思うんですが、委員会

としてはその辺の見解がどうなっているのかお尋ねします。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） まず、60トンに関してですが、これは、いわゆる不燃ごみの実績に基づいて、月5トンぐらいであるだろうという処理が、そういうふうな実績に基づいて出したものだというふうに当局のほうから説明を受けております。

それと、要するに粗大ごみの処理に関してですが、これまでも市に持ち込まれたものに関しましては、栄協のほうに55円の処理費用を払っております。業者のほうに直接に持ち込まれた分に関しましてはその処理は30円の手数料の中で業者のほうにやっていたんだけど、でもそれが20円になって、ということでその見直しを求められて、それでそれならば業者のほうに直接持ち込まれたものも一度市の処分場のほうを通して検量して、それに基づいて処分費用に関しては56円の処理費用を払いましょうと。そのかわり手数料の20円に関しましてはその時点で市のほうに納入していただくというふうなこと。そういうふうな形でごみの処理の仕方が変わってきたというふうなことです。そのような説明を受けました。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 条例改正すべきであるとか等々のことは、委員会のほうでそのような意見も出ませんでしたし、そのような質疑もありませんでした。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時 7分休憩

午後 1時12分再開

議長（増田 清君） 休憩と閉じ会議を再開いたします。

産業厚生委員長の答弁を求めます。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 条例化という言葉についての補足をいたします。

委員会の中で、条例という意見が出なかったのかどうなのかということで、私ちょっと失言しました。委員のほうからも、今回、処理委託料をトン当たり56円というふうなことで、その計算も、周りの状況、経済状況等々で刻々変わるかもしれない。不安定なものを56円という枠でやっておくのもどうなのか、そういう思いも含めて、そういうのも条例化すべきではないのかというふうな意味での条例の変更という問題は意見は出ました。

ただ、それは20円、30円の手数料という意味での条例の変更とかというものではないので、

ちょっと私のほうで勘違いしました。条例化に関してはそのようなことです。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） 委員長の今回の補正の理由が、30円から20円になったことが原因であると、こういう説明があったんで、そうであれば20円を30円にすれば問題解決するんで、363万6,000円の支出も伴わなくて済むわけで、これは条例改正だけで、120万円引いても230万円が浮いて、そっちのほうがよくよかったですんじゃないかなと思うわけではありますが、そのところはそういう議論にならなかったということでもありますから、やむを得ない。

そして、もう一つ、委員長が先ほど60トンのは月5トンで12カ月で60トンという説明をしたんですが、普通補正予算を組むときは、9月の補正で組むと10、11、12、1、2、3と将来半年についての補正を組むわけですよ。過去6カ月で処理が済んで、終わったものを新たにお金をもらいますとか、金を払うとか、これは補正のありようとしておかしいんじゃないですか。将来の、当然これじゃ足りませんよと。あと半年補正でこれだけ追加しますよというならまだしも、過去にさかのぼるといことになるとどうなのか。その辺はどうですかね。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 今回の120万円あるいは363万円の内容について、そのような伊藤議員のおっしゃられたような指摘は本委員会においてはありませんでした。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会、審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決するものと決したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

1) 議第47号 南伊豆地区1市3町合併協議会の廃止について。

- 2) 議第48号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
 - 3) 議第49号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。
 - 4) 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。
 - 5) 議第52号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
 - 6) 議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
 - 7) 議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
 - 8) 議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
 - 9) 議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。
2. 審査の経過。

9月28日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、原市民課長、河井税務課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第47号 南伊豆地区1市3町合併協議会の廃止について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第48号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第49号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第52号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

5番。

5番(鈴木 敬君) すみません、2点ほどお聞きします。

1点は、本会議でも言ったんですが、財政調整基金1億円あるいは庁舎建設基金1億円の積立金についてであります。私としては、現在喫緊の課題として南豆製氷の建物の存続の問題があると。それで、そのような形で補正で基金の積み立てができるというふうな財政状況の中ではそういう問題を考えてもよいだろうと、南豆製氷の存続、購入について考えてもよいではないかというふうなことを本会議でも言いましたが、それについては委員会のほうではどのような質疑、審議がなされましたか。

それと、もう一点は、たしか上下水道課の産業厚生委員会の質疑の中で、人件費の問題の中で、人件費は産業厚生委員会のものではないんですが、懲戒処分ということが出まして、その減のところは懲戒処分だよと。初めてでしたので、どういうわけなのか、ちょっと委員会の所管ではないのかなと思ったが内容についてお聞きしたら、職員1名の処分であると。停職1カ月の懲戒処分であるというふうなことを聞きました。これが、内容については個人の職務怠慢であるというふうな説明でしたが、それが本当に個人だけの問題なのか、それと

も市役所全体の職員の勤務状況の中でそういう問題が起きているのか等々のことに関して、ちょっと背景とか等々わからないんですが、そこら辺については総務文教委員会ではどのような審議がなされたのかお聞きします。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

一番目の質問の南豆製氷の件でございますが、我が委員会ではそのことについては審査はございませんでした。

2件目の人件費のことでございますが、こちらのことも審査の中では触れておりませんので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 南豆製氷に関しては質疑がなかったというのは了承します。しかし、人件費の問題で、処分があったという事実を委員会のほうでは報告がされなかったのかな。当局のほうからそういう説明がなかったということなんですか。

議長（増田 清君） どうぞ。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 今、鈴木議員のご指摘でございますが、委員会の中ではそのような質疑もございませんし、当局からの説明もございません。

以上です。

議長（増田 清君） 5番、3回目です。

5番（鈴木 敬君） なければしょうがないことなんですが、ただ、決算の中でも出たんですが、職員の中にいろいろ精神的なうつ病等々のことで長期欠勤をしている人がいるとかいうふうな問題も出まして、職員の勤務状況ということについてもいろいろ問題点も指摘されています。そのような中で懲戒処分ということが出たもので、ちょっとその背景について私としては知りたいし、そこら辺が委員会の中で十分質疑されたのかなというふうな思いで質問しました。なければこれはしょうがないんですが、総務のほうは、これは当局のほうに聞くことじゃないんですが、そういう説明しなかったということで、はい、わかりました。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 一、二点お伺いをしたいと思います。

まず、合併の問題につきまして伺いたいと思います。

白昼夢という言葉がありますけれども、今回のこの合併劇、白昼夢だったのか。夢から覚めてみたら頭の中には何も残っていないというようなことだったのか。そうしたことについて、何か委員会の審査の中でこのことについてのやりとりがありましたら伺わせていただきたいと思います。

それから、どのくらい経費がかかっていたとかというのは、これまでも何回か断片的な質疑の中でありましたけれども、トータルとして、人件費を除くとか除かないとか、そんなことでなくてトータルとしてどのくらいの経費がかかったのか。特別職とかそうした部分も含めて、議会選出の委員の分も含めて、どれだけのものがかかったのか。どれだけの損失という言葉は何か余り使いたくないんですけども、どれだけの損失があったのか、そうしたものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、教育委員会の関係になります。6192番事業、中学校ICT環境整備事業というのが予算書の中に入っております。このパソコンのどれだけの機種を購入し、どういう形で配布するのか、そして、前はリースということでちょっと大きな問題になったことがあります。今回もリースということなのかどうか、その辺よくわかりませんが、リースなのか、あるいは一括購入なのか、そしてその金額はどのくらいになるのか。そして、リースと一括の場合の予算の差額はどのくらいになるのか、そうした細かな審査がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど鈴木議員の質問の中にも基金の問題が出ておりました。事業コードで0380事業、財政調整基金、0385事業減債基金、0390事業、庁舎建設基金、この3本並んで予算書に記入されております。合わせて2億4,000万円ぐらいでしょうか、大きな金額が出ております。

予算編成に当たって、キャップ方式ということで頭を押さえられて、非常に厳しい状況の中で予算執行が行われたかと思えます。その中で、こういう大きな不用額が出てきたと思えます。ということは、民間の企業でいきますと、不用額というか剰余金を出すというのは非常に腕のいい経営者ということになりますけれども、行政の場合にはある意味では僕は恥だと思わんですよ。予算化して、予算化した金額を使い切れない。使い切れないというか、使えない、言葉を悪く言えば使う能力がない、何かそんな感じがいたします。そういう意味で僕は恥だと思わんです。そうしたことについてどのような審査が行われたのか。

鈴木議員の質問は、そうやって得た基金、それを有効的に、南豆製氷を購入するというこ

とは一応別問題ですけれども、そういうことに使ったらどうかと、そういう審査は一切ありませんでしたということですから、それはそれで結構なんですけれども、これだけの大きな金を不用額というような形で使わずにひねり出してきたという、そうしたことについての何か審査がどんなような意見が交わされたのか伺います。

以上です。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 藤井議員の言われたところとぴったり合うかどうかはわかりませんが、委員会内で質疑されたことをご報告申し上げます。

まず、合併が破綻した問題についてでございます。このことにつきましては、合併で何も残らなかったのかと、当事者の責任問題を含めてどうなのかというような質疑でございます。各首長は廃止についてどのように考えているのか、声明を出すべきではないかというような質疑がございました。その中では、合併協議会の廃止に関し、各首長の考え方を確認したわけではないと。また、各首長はそれぞれの立場で公にしていると判断しているということでもございました。合併の失敗の原因を含めて整理し、反省する必要があるという意見も出されました。

これまでにかかった経費ということもございますが、損失はどうかというような質問でございましたが、こちらについても若干触れておまして、合併協議会にかかった経費は全体で6,200万円ほどという説明がありましたけれども、部会や分科会等で要した時間的なもの、経費とかそういうものを把握すべきではなかったのかというような質問が出ました。分担金を除いたものは出ていないということでもございました。事務局だけでやったわけではなく、各市町の職員が関与して、事務のすり合わせ等を行っているもので、そういう部分での金銭的な算定はしていないということでもございました。

次に、中学校ICT環境整備事業のことですが、これは、リースと購入を比較して、購入のほうがよいのか、地元業者を使えるか、それから6,100万円の算出根拠についての質疑がございました。この事業は2分の1補助で、その補助金が単年度であることから、リースではなく購入という方法をとったということでした。東部地区の業者と下田にある業者でプロポーザルで行う。算出根拠につきましては、国で決められた基準に基づいて積算いたしましたということでした。藤井議員の言われた差額云々の話までは触れておりません。

次に、キャップ方式でぎりぎりの予算をしてきたのではないかとということで、不用額をつくり、積立金を捻出したのかというようなことでもございましたけれども、委員会内における

質疑ですが、基金が大きく積み立てられているけれども、住民サービスを低下させた中で積んだのではないかというような質疑がございました。これは、財政調整基金 1 億円と減債基金 3,400 万円というのは地財法 7 条に対応したものであることは皆さんご承知のとおりだと思いますが、下田市の財政規模としては 3 億 1,000 万円くらいの確保はしたいと。そういう思いはあるんだけど、何が何でもお金を積むということではなく、12 月の補正でも財政調整基金から 4,000 万円くらいの財政出動があるということも伺いました。また、喫緊の課題である耐震化が前倒しになっても対応できるようにしておきたいという話もございました。

庁舎建設基金に 1 億円積んだのは建物しか起債の対象にならないため、土地を購入する場合は全額現金が必要ということから、今後も同じ額とは言えないけれども、積んでいきたいというような説明がございました。

あと、2 億 6,000 万円の剰余金の関係なんですけれども、キャップで抑えた結果なのかというご質問だったと思うんですが、この大きな要因となっているのは 3 月の専決補正での 1 億 3,267 万 4,000 円で、このうちの特別地方交付税が 8,654 万 3,000 円という大きな歳入があったということと、決算による財源は 1 億 1,960 万 9,000 円で、その主なものが扶助費の不用額の 4,521 万 6,000 円が大きなものであったということなので、そういう議論がありました。

以上です。

議長（増田 清君） 2 番。

2 番（藤井六一君） 合併の問題なんですけど、既に終わってしまったことをとやかく言っても始まらないということもあろうかと思えますけれども、長い期間合併に明け暮れてきたわけですから、それがあの日突然ピタッと終わってしまったと。あとは何もなかったよというような感じになっております。

でも、いまだに市民は合併はどうなるのと。どうなったじゃなくて、どうなるのと、何かまだ淡い期待を持っている人が多いんですよ。ですから、何らかの形でやはりきちっとした幕引きをすべきじゃないのかな。そしてそれも、終わりましたという幕引きじゃなくて、何かやっぱり形をつけたものが欲しいんじゃないのかな、そんな気がしたもので質問したわけなんですけれども。

今さら各首長さんがどのようなお考えでいるとか、どのような感じにいるとかと聞いたところで始まらないんで、そうしたことについてはもう質問はいたしませんけれども、ただ、予算の使い方、分担金については確かにそれは議会にも出てきておりますし、きちっとした数字はわかりますけれども、そのほかの目に見えないものが相当あったはずなんです。そ

れについてはわかりませんという、計算したことがありませんというのも、何かいかにも無責任じゃないのかな、そんな気がします。でも、出なかったですね。はい、結構です。

それから、パソコンの件ですけれども、前回大きな問題を残しながら各学校にパソコンが配置された。そのパソコンは今どうなっているのでしょうか。まだ使われているのか、廃棄処分されたのか。もし残っているとすれば、それはどういう処分になるのか。

それから、差額というのは伺っていないということなんですけれども、前回のパソコン導入をするときはっきりした数字はちょっと覚えがないですけれども、何か事業費で8,000万円とか9,000万円近い金額が出たんじゃなかったのかな。それを一括購入した場合、3,000万円か4,000万円ぐらいで購入できるという試算が当時あったかと思います。金額に大きな食い違いがありましたので、今回6,100万円というのが妥当な数字なのかどうなのか、その辺ちょっと比較のしようがないもので難しいんですけれども、妥当なものかどうか、ちょっとそんな疑問があったもので伺ったんですけれども、その辺何か審査の中で、議論の中で、それらしいものが出ていたとしたらお聞かせ願いたいと思います。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 中学校のパソコンの問題のみでよろしいでしょうか。

この件に関しましては、過去のものがどうであったかという質疑はちょっとしてなかったように思っています。

それで、算出根拠についてなんですけど、先ほども触れさせていただきましたけれども、1台のパソコンが幾らという国の基準があり、その基準をもとに台数を掛けて算出をしたということでした。

それから、6,100万円が妥当かどうかということだと思っんですけれども、その辺は詳しくは私もわかりませんが、算出根拠としては、繰り返しになりますけれども、国で決められた基準に基づいて積算したということと、今回は業者を東部地区とそれから下田にある業者含めてプロポーザル方式でやるということなので、前回とは大きく違った内容になるのかと思います。

細かいことにどれほど触れたかと言われるとあれなんですけれども、提案型ということでございますから、テレビ等を含めそういう形でどのくらいやってくれるかというのはわからないので、そういう形でいくということでした。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対して、沢登英信君ほか1名から、お手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案を提案するに当たりまして、まず趣旨説明をさせていただきたいと思えます。

4款3項3目でごみ収集費の13節委託料、粗大ごみ処理委託費363万6,000円が増額補正されておりますが、これは認めるべきものではないということであります。

問題にしなければならない第1は、特定の業者の要求に基づき年度途中で予算措置されているものであります。第2は、この業者と市とによります粗大ごみについての契約関係が正常でないということが第2の問題であります。ここでいう粗大ごみの具体例は、自転車、ストーブ、扇風機、パラソル、あるいはアイロン、電気がま、ポットやトースター、傘等であるわけであります。

しかし、粗大ごみそのものはこのほかに、ご案内のように可燃の粗大ごみがあるわけあります。この業者は一般廃棄物処理業の許可証の交付を下田市から受けております。交付しているのは静岡県下で下田市だけあります。平成13年に家電4品目の処理をしたいということで申請をされたわけですが、これを例えて言いますと、自動二輪の免許を欲しいと申請をしたところ、大型車もすべての免許証を交付したということに例えられるような許可証になっているわけあります。

したがって、清掃事務所にかわって市民から粗大ごみを受け取り、破碎処理ができるということであります。

この業者は土日も粗大ごみの受け入れをするなど、自社に粗大ごみが集まるよう努力をしており、市の粗大ごみの35%程度を集めております。1トン2万円の手数料を市民から徴収し、これを自社の収入とし、破碎し、仕分けしました金属類など、売れるものは売って、これまた自社の収入とし、残った可燃物等は清掃事務所が無料で焼却処分し、あるいは埋立処分をしているわけあります。清掃事務所にトン当たり2万円を払って市民が持ち込んだ粗

大ごみと、リサイクル収集の委託での業者が収集しました粗大ごみは、この業者に委託料を支払って破碎処理されるわけであり、金属類など有価物はこの業者が売って、業者の収入になり、残渣物は焼却場に持ち帰って清掃事務所が無料で最終処理までするというわけであり、破碎処理業務を委託しているのですから、そこからの有価物の収入は当然市の収入にすべきものであります。

第3に、この業者が土日に取り扱った月5トン、これが土日ではなくて月に5トン取り扱う、こういう報告であります、掛ける12カ月で60トンだ、こう積算をしているわけであり、先ほども言いましたように、補正予算はあと6カ月しか残っていない。それが6カ月さかのぼって予算措置をするというような内容の予算になっているわけであり、まさに、予算上も認められない予算措置だと言わざるを得ないと思います。

そして、年間60トン分をリサイクル収集分の1トン当たりの単価と同じ5万7,700円、これに消費税1.05を掛けまして、1トン当たり6万600円、総額60トンで36万3,600円の委託料を積算しているわけであり、

市の条例で定めているサービスは、土曜日、日曜日受け入れのサービスはしていません。業者が自らの営業で行うサービスは当然業者の責任で行われるべきものであります。また、この業者が土曜日、日曜日以外に取り扱った粗大ごみはどうなるのでしょうか。昨年実績からいけば、この業者372トン粗大ごみを取り扱っているわけであり、このうち不燃物の粗大ごみが60トンだとしますと、あと312トンの可燃の粗大ごみがある。可燃の粗大ごみの収入はなぜ歳入に載せないのか、こういうことになるのかと思います。全く歳入予算も理にかなわない予算計上だと言わざるを得ないと思います。

業者の受け付けた分も市が委託料を払い、業者の利益を一方的に保障するということになりかねないわけであり、そうするならば、この業者に一般廃棄物処理業許可証を交付すべきではありません。返還を求め、単なる市の処理業務の委託者の1つとすべきであると思います。

第4に、この補正予算は業者が受け取っていた1トン当たり2万円の手数料を、60トンで120万円を市の歳入にして、今まで市が支払ってこなかった処理料を363万6,000円をこの業者に支払う。差し引き243万6,000円を業者に上積みをするという内容の予算であります。

第5に、この業者への委託料を当初予算のときには1トン当たり市持ち込み分1万700円、リサイクル収集分1トン当たり2,700円の引き上げをしているわけであり、平成20年度には運搬費1トン当たり2万5,000円、破碎処理費1トン当たり3万円、計5万5,000円とし

てきたわけであります。これが平成21年度には運搬費が9,700円、破砕処理 1 トン当たり 5 万6,000円、計 6 万5,700円になっているわけであります。リサイクル分は運搬費が 1 トン 1,700円、そして破砕処理費が 5 万6,000円、計 5 万7,700円、それぞれこれに消費税が掛けられているということになるかと思えます。この引き上げも大変疑問が持たれると思えます。

市は、平成20年 3 月、株式会社日産技術コンサルタントに粗大ごみの処理費用の算出調査を依頼し、報告書を得ております。下田市では可燃性の粗大ごみ、家具や布団類は清掃事務所の破砕施設で処理しております。その他の粗大ごみ、いわゆる不燃の粗大ごみを外部委託しているわけであります。そして、市が粗大ごみ処理施設を整備すると幾らかかるかということで仮定をした算出額を出しているわけであります。年間504トン処理できる施設をつくって、460トン処理した場合、1 トン当たり 6 万5,813円かかる、この報告書は述べております。そして、類似の施設の事例として、年間2,512トン処理できる施設で1,400トンの粗大ごみを処理した場合、1 トン当たり 3 万8,052円だ、こう算出しているわけであります。

この現在下田市が委託をしております業者は、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の粗大ごみも扱っております。平成19年度の資料によりますと、1,253トン、下田市を含めて扱っているという形になっております。東河クリーンセンターには粗大ごみの破砕施設が設置されているわけであります。したがって、河津と東伊豆はこの業者に委託をしていない、こういうことになっております。

また、この業者が平成 7 年に提出した当初の見積書、トン当たり 5 万5,000円の計算書を平成21年度見直し、この計算書に基づき市の職員が計算を当てはめていくと 1 トン当たり 6 万5,700円になった、こう計算しておるわけでありますが、この計算書の中には既に14年間を経過し、耐用年数がもうほとんどない、終わっているのではないかと思うにもかかわらず、平成 7 年度に見込んだ同額の減価償却費が含まれている。そしてまた、借入償還額も平成 7 年と同額が見込まれております。これらのものを調整して計算をしますと、1 トン当たり 5 万5,000円以下になるものと思われるわけであります。

こんな業者偏重の予算は認められない。市当局はこの業者と十分話し合い、この業者との粗大ごみの委託契約関係を正常化する努力を、この機会にすべきであると思えます。

歳入の120万円は60トン増える理由がなく、あいまいな収入見込みだと言わざるを得ません。削減してゼロと修正すべきものであります。粗大ごみの処理委託費の363万6,000円もゼロに修正をし、363万6,000円を予備費に措置する、こういう内容の修正案を提案するもので

あります。

引き続きまして、お手元の資料に基づいて報告を進めたいと思います。

1ページ目をおはぐりいただきたいと思います。

議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のとおり修正する。

第1条中「5億2,714万2,000円」を「5億2,594万2,000円」に、「90億147万8,000円」を「90億27万8,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものであります。

歳入の13使用料及び手数料、13款の手数料、項の手数料120万円を減額するものであります。

歳出におきましては、4款の衛生費、3項の清掃費、補正額を336万3,000円を減額するものであります。そして、予備費12款、1項に33万6,000円をするものであります。

失礼しました。予備費のほうは訂正させていただきます。243万6,000円をするものであります。清掃費は363万6,000円の減額をするものです。

説明資料のほうの一番最後のページ、64、65ページをお開きいただきたいと思います。

歳入は、13節使用料及び手数料、2項の手数料、3の衛生手数料を先ほど申しましたように120万円減額するものであります。

64ページ、ごみの収集費、4款衛生費、3項清掃費、3目ごみ収集費のうちの13節の委託料363万6,000円を減額しゼロにするものであります。

12款予備費、1項の予備費は1目の予備費、補正額を951万7,000円に改めるものであります。

以上、修正案の提案を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第47号 南伊豆地区1市3町合併協議会の廃止についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第47号 南伊豆地区1市3町合併協議会の廃止については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第48号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第49号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第50号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

14番。

〔14番 森 温繁君登壇〕

14番（森 温繁君） 修正案が出ておりますので、まず、衛生手数料の件から意見を述べます。

この経過の前に、平成7年に下田市廃棄物減量等推進審議会が設置され、粗大ごみの処理

委託問題が諮問されてきております。その当時、粗大ごみ処理施設は民間委託にするか、処理するには広域で処理するか、どちらか選択せざるを得なかった経過がございます。広域でやればある程度市の負担が少なくなるという観点、今の現状の中では民間委託したほうが粗大ごみ施設に莫大な予算をかけるよりは費用が安く済むんじゃないかということで、審議会の答申は民間委託にすべきだろうという答申が出ております。

そんな中で、昨年問題になりました市の持ち込み手数料が、民間の業者だと30円、市が20円ということで、いろいろ交渉の結果、重ね、20円に改正された経過がございます。その後、それが19年の9月の議会だったと思います。その中で1年間、20年度はその改正された中で業者は営業努力しながら営業を続けてきた経過がございます。

なお、今年度に入りまして、これでは営業赤字を出すということで、市に何とかしていただきたいという形で申請があったようです、何回も。その中で、担当課ばかりではなく、庁舎に調査委員会をつくり、いろいろ協議をした経過、この値段が制定されたと聞いております。

ですから、現況の中では、歳入で衛生手数料、清掃手数料として120万円、これは粗大ごみの60トンの量でございます。それから、歳出で363万6,000円は、調整委員会で決めましたその値段の結果、5万6,000円プラス輸送量含めた中でこの金額が設定されたわけです。

そして、この価格の設定の中で、歳入で120万円、歳出で360万3,600円というのは、昨年監査から請求されましたごみの手数料に関しては非常に複雑な経過がございます。わかりにくい数値が出ているんじゃないかということで、収入は収入、歳出は歳出ということで、総計主義のもとに基づいてこういう掲示をされているので、何ら誤りがない計算でございます。

なお、今回の補正に関しましては、うちの当委員会ではわずかな金額かもしれませんが、早春の伊豆号、伊豆地区を含めた中で8市町の負担金が13万円という金額で、合わせても104万円ぐらいですけれども、この経済不況の中で、観光誘致、経済対策等の予算も盛り込んでおります。それから、ほかの委員会というなれば、経済対策の中で大きな予算も含まれている補正予算だと思います。そういう観点の中から原案に賛成するものでございます。議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 今回の修正案に賛成するものであります。

委員長報告の中で明らかになりましたように、委員会審査においては不十分なものが見受けられます。

120万円の歳入につきましては、月5トン、年間60トンのものを見込んだ。それは20円、つまり条例で定められた20円を受け入れたものだ。これは、業者が20円を受け入れたものを市に返却しますよと、こういう説明を受けました。そうしますと、業者は20円で処理をしていたんだけど、もうその処理はしないよと、処理をしないで市に全部持ち込みますよ、改めて市から処理料として5万7,500円で処理をいたしますよ、こういう構図になっているわけですね。

業者が市民から20円で処理委託料をもらって破碎処理をしないということになれば、業者は許認可を受ける理由がなくなるわけであります。そうなれば、当然市としては認可をする必要がなくなる。これは大きな問題であります。この問題はしっかりと議論をする必要があるのではないかと思います。その議論が十分に行われないうままこの予算を通すということは議会人としてあってはならないことではないでしょうか。

また、歳出についても、歳入についても根拠になる60トンというのは月5トンで12カ月だといえます。しかし、半年分については既に執行済みであります。既に執行されたものに対して新たに返却を求めたり、支払いをしたりというのは補正予算の性質上明らかにおかしなものであります。しかも、過去6カ月と未来6カ月が月平均で5トンだと。百歩譲ったとしても、過去の6カ月は実績数字を出すのが当たり前じゃないでしょうか。

議会でこの予算が妥当なのか、妥当でないのか考えたとき、この補正は過去にさかのぼって執行済みのものを訂正する補正だと、ここが1点問題があるだろう。さらに問題なのは、過去を訂正するのに実績数値を使わないで概算数値で訂正をやる。これは余りにも数字の予算の立て方としてはいかがなものかと。事務員としてはあってはならないような処理の仕方ではないか。

したがって、この問題につきましては、一旦修正にして、改めて今後の粗大ごみのあり方はどうすべきなのか、市民の負担を求める20円が適切なのか、あるいは処理委託をする、今度57円50銭だという話なんです、その金額なのが適切なのかどうか、その議論をしっかりやった後に改めて補正予算で対応すべきものだと考え、今回の修正案に賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

これより、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第51号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第52号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第53号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第54号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 平成21年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第55号 平成21年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第56号 平成21年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第57号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第58号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第59号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第60号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時40分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により発議第6号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業の再開を認めない意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 発議第6号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業の再開を認めない意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、下田市大沢地内における産業廃棄物処分業の再開を認めない意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成21年9月30日提出。

提出者、下田市議会議員、藤井六一、以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員 沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

提案理由、地域住民の健全な生活と地域の豊かな自然環境を守るため。

下田市大沢地内における産業廃棄物処分業の再開を認めない意見書。

株式会社ワイティーマジネスは平成20年11月14日、下田市内の事業所を再開しようと3度目の産業廃棄物処分業許可申請書を静岡県に提出しました。

直ちに下田市議会の意見書、要望書を静岡県知事に届けると共に、平成21年6月1日には市民の半数にあたる1万2,862筆の住民署名を提出するなど、下田市を挙げて再開に反対してきました。

かつて大量に持ち込まれた産業廃棄物やその焼却灰がどのように処理されたのでしょうか。4度の改善命令等に従わないため平成11年4月27日、業の取り消し処分が下されました。

今でも雨が降ると泡水や黒い水が蓮台寺川に流れてきます。

再び市外からの産業廃棄物が大量に持ち込まれることになれば、観光地下田の発展が望めなくなり、市の存亡にかかわります。

よって下田市議会は、市民の健康な生活と豊かな自然環境を守るため、静岡県知事におかれましては、業の再開を認めないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月30日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ご苦勞さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第6号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業の再開を認めない意見書

の提出については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成21年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、全員協議会を2時50分から開催いたしますので、議場にご参集お願いいたします。

午後 2時45分閉会